

第333回:ナゾの権威筋

よく理解できないことが多すぎて、人民日報に突如登場した「ナゾの権威筋事件」についてこれまで書くのをためらっていたのだが、最近兜町界限でも中国経済のネタとして、したり顔で披露する業界人が増えており、いとくちをし、とばかりも云っておれないので、少し書いてみよう。正確性にあまり自信はないが。

5月9日、中国共産党機関紙の人民日報に「権威人士(=匿名の中国高官)」を名乗るインタビュー記事が掲載された。中国経済のU字やV字回復をキツパリ否定し、「今後数年間、中国経済は回復の鈍いL字型を辿るだろう」、「公共投資の上積みはバブル再発を招き、国有企業の高い債務比率は、金融危機をもたらしかねない」と警鐘を鳴らし、生産設備過剰で赤字を垂れ流している(鉄鋼・セメント業界等の)ゾンビ企業の統廃合や人員解雇等、経済構造の改革を急ぐよう要求している。中国メディアによると経済悪化には「L字」の他、「階段式下降」、「断崖式急降下」等があり、L字は決して最悪ではないようだが。

この記事の云わんとするところは、目先の成長率を犠牲にしても、早目にバブルの芽をつぶし、構造改革を徹底することにある。このコラムでボクが何度も書いてきたように、問題を先延ばしするより、構造改革を急ぐ方が大事なのは、当たり前のことであり、権威筋の主張は正しい。興味あるのは、一体だれが、どんな目的で書いたのか。

日本で「政府首脳」は官房長官を指し、「政府高官」は官房副長官、「自民党首脳」は幹事長を指すのは、新聞記事の約束事だが、中国にこんな暗黙の取り決めはない。しかし共産党のプロパガンダ紙を借りて、中国経済の行方を“上から目線”で断じるナゾの権威筋が、単なる経済学者やジャーナリストのわけがない。書いたのが習近平国家主席、もしくは彼の側近であることは明明白白だ。

習主席は、共産主義青年団出身の胡錦濤前主席や李克強首相と違って、必ずしも党テクノクラート群を掌握しているわけではなく、そのせいもあり、政策決定に際し一部の側近を重用することが多い。代表的な人物として挙げられるのが、政治は王滬寧・党中央政策研究室主任(政治局委員)、経済では劉鶴・中央財經指導小組弁公室主任(中央委員)。劉鶴氏は高級幹部子弟が通う北京101中学で習近平の同級生であり、個人的にも主席と親しい関係にある。地味な経済官僚だが3年前に、米トム・ドニロン大統領補佐官(安全保障担当)が米中首脳会談の下準備で北京に飛んだ際、習主席自ら劉鶴を「重要人物」として紹介したことから一躍脚光を浴びるようになった経済の専門家だ。

この記事を読むと、習近平指導部が、ゾンビ企業と癒着している既得権受益派(江沢民・李鵬等の長老たち)を批判したものと理解できるが、どうもそんな単純な話でもなさそうだ。

このインタビュー記事は、習主席と李克強首相の間で展開されている葛藤のなかで、習主席が経済問題における李首相の舵取りと、国务院の経済政策を間接的に批判したものと読むべきだ。もちろん李首相も経済改革の重要性は十分に認識しているのだが、彼は失業増の痛みを伴う改革断行にやや躊躇している感があり、中国経済の現状認識として、景気拡大ペースが減速していることを認めつつも、「なお合理的なレベルを保っている」と主張している。ここに習主席が「生ぬるい！」噛み付いた。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

2012年に習近平政権が船出したとき、海外のメディアは「習李体制」と報じ、これまでの江沢民・朱鎔基、胡錦濤・温家宝のコンビを引き継ぎ、政治は習主席、経済は李首相が担当するものと考えた。ところがフタを開けてみると、習主席が「全面改革指導小組」、「中央財經指導小組」といったコミッティーを次々に作り、その組長(トップ)に就任することにより、李克強の権限を次々に奪うと云うか、狭めはじめた。

最近では、3月に開催された全国人民代表大会で、天下の大秀才の李首相が、2時間近い演説のなかで、大量の汗を流しながら、なんと30回以上も原稿を読み間違えてしまう事件が発生し、長い演説が終わったとき、二人は目も合わせなかった。首相の報告が終われば、ひな壇の主席と首相が握手し、「ごくろうさん」と言葉を交わすのがこれまでの慣行であっただけに、二人の挙動は明らかに不審であった。

その李演説のなか、最も印象的であったのは、資質の高いプロフェッショナルな公務員の必要性を訴え、返す刀で、「監督・査察と問責の仕組みを整え、無能・怠慢・消極的な仕事を正し、“伴食幹部”の存在を決して許さない」、つまり役人のサボタージュ行為を許さないと、行政の長たる首相がノーメンクラトゥーラを強烈に批判したことだ。

全人代で李演説を聞いた出席者たちは、全員クビをすくめただろう。習近平の「反腐敗キャンペーン」で、中央地方を合わせ数十万人の党と政府の幹部が査察の憂き目に遭い、身柄を拘束された上、断罪された。収賄贈賄、マネーロンダリング等の罪で裁かれた悪人どもへの同情は不要だが、中国の特殊な社会環境のなかで、彼らがこれまで中国の高度成長の牽引役を勤めてきたのもまた事実である。

日本の高度成長時代、清濁併せ呑む田中角栄タイプの政治家や経営者が日本を高みに導いたのと同じ現象だ。そんな中国のエリートたちはいま「反腐敗」で捕まりたくないため意図的に仕事をサボっている。

これまで中国の重要投資案件は、ゴルフ場のグリーン会談、もしくはプレー終了後に、宴会場で開かれる懇親会でマオタイ酒を呑みながら、決められてきた。いまそんなことをすれば、間違いなくチンコロ、もとい密告で捕まる。党規検委は密告を奨励しており、運転手や秘書の密告事例も増えている。上に政策あれば下に対策あり。身を守るには、何もせず嵐の過ぎるのを待つのが上策だ。腐敗汚職追放キャンペーンが、習近平の政権掌握のために恣意的に推進され、それが経済にマイナスに働いていることに、李首相は我慢できないのではないだろうか。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成28年5月18日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040